

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第8号）新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 後
<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第9条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</u></p>	<p>第9条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第417条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</u></p>
<p>3・4 (略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例第55号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。第29条第3項第3号、第35条第3項並びに<u>第95条第1項第5号及び第6号並びに第2項第5号及び第6号</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況</p>	<p>3・4 (現行のとおり)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例第55号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。第29条第3項第3号、第35条第3項並びに<u>第95条第1項第7号及び第8号並びに第2項第7号及び第8号</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況</p>

<p>等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>(揭示)</p>	<p>等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。</u></p> <p><u>(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (現行のとおり)</p> <p>(揭示)</p>
<p>第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第30条の規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>前項に規定する重要事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定</u>による揭示に代えることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第30条の規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定</u>による揭示に代えることができる。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第42条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第42条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> (現行のとおり)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p>

<p>(2) 前項第3号から第5号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日 (管理者)</p>	<p>(2) 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日 (管理者)</p>
<p>第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 (従業者の員数)</p>	<p>第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 (従業者の員数)</p>
<p>第49条 指定訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(次項及び第4節において「訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 看護師又は准看護師(第54条第4号及び第60条第1項第1号において「看護職員」という。) 1以上 (2) (略)</p>	<p>第49条 指定訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(次項及び第4節において「訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 看護師又は准看護師(第54条第6号及び第60条第1項第1号において「看護職員」という。) 1以上 (2) (現行のとおり)</p>
<p>2・3 (略) (管理者)</p>	<p>2・3 (現行のとおり) (管理者)</p>
<p>第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 (指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p>	<p>第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 (指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(3)～(5)</u> (略)</p>	<p>第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (現行のとおり) <u>(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u> <u>(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u> <u>(5)～(7)</u> (現行のとおり)</p>

<p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号から<u>第4号</u>までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日</p> <p>(管理者)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p><u>(2) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (現行のとおり)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 前項第2号から<u>第5号</u>までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日</p> <p>(管理者)</p>
<p>第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p> <p>(管理者)</p>	<p>第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>(管理者)</p>
<p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、管理者を当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p>	<p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、管理者を当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>2・3 (現行のとおり)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p>
<p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに</u></p>

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第78条 (略)

2 指定訪問看護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)～(4) (略)

(新設)

(5)～(7) (略)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第3号及び第5号から第7号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(2) (略)

第81条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第311条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(7) (現行のとおり)

(記録の整備)

第78条 (現行のとおり)

2 指定訪問看護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)～(4) (現行のとおり)

(5) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6)～(8) (現行のとおり)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(2) (現行のとおり)

第81条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第311条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)・(4) (略)

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下この号、次条第5項、第140条第4号及び第141条第6項において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号、第95条第3項第2号及び第315条第1号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章及び第8章において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)・(6) (現行のとおり)

(7) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第255条第2号及び第273条第2号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下この号、次条第6項、第140条第6号及び第141条第7項において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号、第95条第3項第2号及び第315条第1号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章及び第8章において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 (現行のとおり)

2・3 (現行のとおり)

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機

4 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第88条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(5) (略)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 前項第3号から第5号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (現行のとおり)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第88条 (現行のとおり)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) (現行のとおり)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) (現行のとおり)

(2) 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (現行のとおり)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第97条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6)～(9) (現行のとおり)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(9) (現行のとおり)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)・(6) (現行のとおり)

(記録の整備)

第97条 (現行のとおり)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1) (現行のとおり)

(2) 第95条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3)～(5) (現行のとおり)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) (現行のとおり)

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

<p>(管理者)</p> <p>第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第112条 (略)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(6)</u> (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号及び<u>第6号</u>に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</p> <p>(2) 前項第3号から<u>第5号</u>までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日</p> <p>(管理者)</p> <p>第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当通所介護</p>	<p>(管理者)</p> <p>第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(5)・(6) (現行のとおり)。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第112条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4)～(7)</u> (現行のとおり)</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号及び<u>第7号</u>に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</p> <p>(2) 前項第3号から<u>第6号</u>までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日</p> <p>(管理者)</p> <p>第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当通所介護</p>
--	--

<p>事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p>	<p>事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
<p>第137条 (略) 2・3 (略) (新設)</p>	<p>第137条 (現行のとおり) 2・3 (現行のとおり) 4 <u>指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の</u></p>
<p>4 <u>指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定</u> を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテ ーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第336条第1 項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。 (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>	<p><u>指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護</u> <u>老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすこ</u> <u>とをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> 5 <u>指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定</u> を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテ ーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第336条第1 項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項まで</u> に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>
<p>第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (新設) (新設) (3)・(4) (略) (通所リハビリテーション計画の作成)</p>	<p>第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (現行のとおり) (3) <u>指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命</u> <u>又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u> (4) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに</u> <u>緊急やむを得ない理由を記録すること。</u> (5)・(6) (現行のとおり) (通所リハビリテーション計画の作成)</p>
<p>第141条 (略) 2・3 (略) (新設)</p>	<p>第141条 (現行のとおり) 2・3 (現行のとおり) 4 <u>医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通</u> <u>所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション</u> <u>実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならな</u></p>

4・5 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第145条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(6) (略)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号及び第6号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

(2) 前項第3号から第5号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(管理者)

第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第155条 (略)

い。

5・6 (現行のとおり)

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第145条 (現行のとおり)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 第140条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(7) (現行のとおり)

3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号及び第7号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日

(2) 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(管理者)

第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第155条 (現行のとおり)

<p>2・3 (略)</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2・3 (現行のとおり)</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>5 (現行のとおり)</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p>	<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 (現行のとおり)</p> <p><u>(利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p>
<p>第174条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第174条 (現行のとおり)</p> <p>2～7 (現行のとおり)</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介</u></p>

<p>8 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>9 (現行のとおり)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 (現行のとおり)</p> <p>2～4 (現行のとおり)</p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>
<p>5 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第181条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第110条、第111条、第152条、第153条、第156条、第159条から第161条まで、第163条、<u>第166条及び第167条</u>の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(管理者)</p> <p>第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p> <p>第190条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下この章において「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附</u></p>	<p>6 (現行のとおり)</p> <p>(準用)</p> <p>第181条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第110条、第111条、第152条、第153条、第156条、第159条から第161条まで、第163条<u>及び第166条から第167条までの規定は</u>、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(管理者)</p> <p>第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>第190条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下この章において「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p><u>(削る。)</u></p>

則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）である指定短期入所療養介護事業所 については、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数以上とする。

(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 については、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法の規定による看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数以上とする。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とし、かつ、夜間における緊急連絡体制として必要な看護職員又は介護職員の員数は1以上とする。

(5) （略）

2 （略）

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第69号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法の規定による看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数以上とする。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とし、かつ、夜間における緊急連絡体制として必要な看護職員又は介護職員の員数は1以上とする。

(4) （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) （現行のとおり）

（削る。）

<p>(3) <u>療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）</u>である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。</p>	<p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(3) (現行のとおり)</p>
<p>(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（<u>ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条、第215条、第367条及び第375条において同じ。）</u>に関するものを除く。）を有すること。</p>	<p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（<u>ユニット型介護医療院（札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年条例第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条、第215条、第367条及び第375条において同じ。）</u>に関するものを除く。）を有すること。</p>
<p>2 <u>前項第3号及び第4号</u>に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を有するものとする。</p>	<p>2 <u>前項第2号及び第3号</u>に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を有するものとする。</p>
<p>3 (略) (対象者)</p>	<p>3 (現行のとおり) (対象者)</p>
<p>第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、<u>診療所</u>の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。第202条第2号において同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>	<p>第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は<u>診療所</u>の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>
<p>第194条 (略)</p>	<p>第194条 (現行のとおり)</p>
<p>2～5 (略) (新設)</p>	<p>2～5 (現行のとおり)</p>
	<p>6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行</p>

6 (略)
(定員の遵守)

第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)
(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること。

うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 (現行のとおり)
(定員の遵守)

第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) (現行のとおり)
- (2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (現行のとおり)
(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、第166条及び第166条の2の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第207条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

(削る。)

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。

（削る。）

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

（削る。）

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

（削る。）

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

（削る。）

（新設）

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準

は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) ユニット及び浴室を設けること。

(2) 前号のユニットの基準は、次のとおりとする。

ア 一のユニットの利用者の定員 原則として10人以下とし、15人を超えないものとする
こと。

イ 病室

(ア) 病室1室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の
提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(エ) 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の
場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(新設)

ウ 共同生活室

(ア) 当該共同生活室が属するユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(ウ) 共同生活室1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

エ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

オ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(3) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、両側にユニット、機能訓練室、浴室その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(4) 機能訓練室を設ける場合は、床面積を40平方メートル以上とし、必要な器械及び器具を備えること。

(5) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(6) 前3号に規定する設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(7) 第2号ウの共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(8) 前各号に規定するもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) ユニット及び浴室を設けること。

(2) 前号のユニットの基準は、次のとおりとする。

ア 一のユニットの利用者の定員 原則として10人以下とし、15人を超えないものとする
こと。

イ 病室

(ア) 病室1室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の
提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(エ) 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の
場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 共同生活室

(ア) 当該共同生活室が属するユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための
場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(ウ) 共同生活室1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの
利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

エ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

オ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに
適したものとすること。

(3) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、両側にユニット、機能訓練室、浴室
その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

	<p>(4) <u>機能訓練室を設ける場合は、機能訓練を行うために十分な広さとし、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p>(5) <u>浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(6) <u>前3号に規定する設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(7) <u>第2号ウの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u></p> <p>(8) <u>前各号に規定するもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</u></p>
(新設)	4
<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第375条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>	<p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第375条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>
第209条 (略)	第209条 (現行のとおり)
2～7 (略)	2～7 (現行のとおり)
(新設)	8
	<p>8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施す</u></p>

<p>8 (略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 (略) 2～4 (略) (新設)</p>	<p><u>ること。</u></p> <p>9 (現行のとおり) (勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 (現行のとおり) 2～4 (現行のとおり)</p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>
<p>5 (略) (定員の遵守)</p> <p>第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者を含む。以下この条において同じ。） 数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>(3) (略) (準用)</p>	<p>6 (現行のとおり) (定員の遵守)</p> <p>第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者を含む。以下この条において同じ。） 数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (現行のとおり) <u>(削る。)</u></p> <p>(2) (現行のとおり) (準用)</p>
<p>第216条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、第166条、第192条、第195条から第197条まで及び第203条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第216条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、第166条、<u>第166条の2</u>、第192条、第195条から第197条まで及び第203条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数)</p>

第218条 (略)
2～9 (略)
(新設)

(管理者)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(新設)

第218条 (現行のとおり)
2～9 (現行のとおり)

10 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「数」とあるのは、「数」に0.9を乗じて得た数」とする。

(1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、並びに当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(口腔衛生の管理)

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

<p>(協力医療機関等)</p>	<p>(協力医療機関等)</p>
<p>第234条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第234条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p> <p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>7 (現行のとおり)</p> <p>(準用)</p>
<p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読</p>	<p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、<u>第159条及び第166条の2</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、</p>

<p>替えは、規則で定める。</p> <p>(管理者)</p>	<p>必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(管理者)</p>
<p>第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p>	<p>第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
<p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p>
<p>第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) (現行のとおり)</p>
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) <u>法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(次条、第273条及び第274条において「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p>
<p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(3)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) <u>指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>(7) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p>
<p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(8)・(9) (現行のとおり)</p>

<p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>	<p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、<u>当該サービスの実施状況の把握</u>（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>
<p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2～4 (現行のとおり)</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、<u>福祉用具貸与計画の作成後、その実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p>	<p>6 <u>福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。</u></p> <p>7 福祉用具専門相談員は、<u>モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>8 (現行のとおり)</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p>
<p>第261条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第257条の規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第261条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第257条の規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(次項及び第3項において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>
<p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>4 (現行のとおり)</p> <p>(記録の整備)</p>

第262条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(6) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(管理者)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

(新設)

(新設)

第262条 (現行のとおり)

2 指定福祉用具貸与事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(7) (略)

3 (現行のとおり)

(1) (現行のとおり)

(2) 前項第3号から第7号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日

(管理者)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (現行のとおり)

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

(3)・(4) (現行のとおり)

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身

<p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第274条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>(7) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第274条 (現行のとおり)</p> <p>2～4 (現行のとおり)</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第275条 (略)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第275条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4)～(6) (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 前項第3号から第7号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日</p>

現 行	改 正 後
<p>(従業員の員数)</p> <p>第293条 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（次項及び第298条において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護師又は准看護師（<u>第298条第4号</u>及び第299条第1項第1号において「看護職員」という。） 1以上</p>	<p>(従業員の員数)</p> <p>第293条 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（次項及び第298条において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護師又は准看護師（<u>第298条第6号</u>及び第299条第1項第1号において「看護職員」という。） 1以上</p>

(2) (略)

2・3 (略)

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第298条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第292条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(5) (略)

(看護師等の員数)

第303条 指定介護予防訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業所ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（第308条において「看護師等」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（第305条第2項及び第308条第15号において「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くこと。

2・3 (略)

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第308条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第302条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(新設)

(2) (略)

2・3 (略)

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第298条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第292条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(7) (現行のとおり)

(看護師等の員数)

第303条 指定介護予防訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業所ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（第308条において「看護師等」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) (現行のとおり)

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（第305条第2項及び第308条第16号において「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くこと。

2・3 (現行のとおり)

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第308条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第302条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (現行のとおり)

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8)～(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u>当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療記録への記載をもって代えることができること。</p> <p>(主治の医師との関係)</p> <p>第309条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前条第14号</u>の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p> <p>第311条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(9)</u> 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p><u>(10)～(15)</u> (現行のとおり)</p> <p><u>(16)</u>当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、<u>第9号及び第12号</u>から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療記録への記載をもって代えることができること。</p> <p>(主治の医師との関係)</p> <p>第309条 (現行のとおり)</p> <p>2・3 (現行のとおり)</p> <p>4 <u>前条第16号</u>の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p> <p>第311条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p><u>3</u> <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>
<p><u>3</u> 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第315条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第310条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p><u>4</u> 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第81条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第315条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第310条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（第6号及び第340条第6号において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）における情報交換その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(4) (略)

(新設)

(5) (略)

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第340条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員、同条第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第405条及び第415条において同じ。）の担当者その他の関係者（第7号及び第340条第7号において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）における情報交換その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(4) (現行のとおり)

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

(6) (現行のとおり)

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第340条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (現行のとおり)

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p>
<p><u>(9)～(13)</u> (略)</p>	<p><u>(12)～(16)</u> (現行のとおり)</p>
<p>第336条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第336条 (現行のとおり)</p> <p>2・3 (現行のとおり)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>
<p><u>4</u> 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第137条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>	<p><u>5</u> 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第137条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項まで</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>
<p>第340条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第335条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第340条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第335条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(1)～(4) (現行のとおり)</p>
<p><u>(5)</u> (略)</p>	<p><u>(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。</u></p>
<p><u>(5)</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> (現行のとおり)</p>

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第315条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

(新設)

(新設)

(9)～(12) (略)

(身体的拘束等の禁止)

第348条 (略)

2 (略)

(新設)

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第315条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (現行のとおり)

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(12)～(15) (現行のとおり)

(身体的拘束等の禁止)

第348条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第357条 第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第110条、第111条、第152条、第153条、第163条、第166条、第167条、第173条、第178条から第180条まで、第281条、第282条、第295条の2、第295条の3及び第348条の規定は、ユニット型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、規則で定める。

第366条 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数以上とする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法の規定による看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数以上とする。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とし、かつ、夜間における緊急連絡体制として必要な看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数は1以上とする。

(5) (略)

2 (略)

第367条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

第357条 第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第110条、第111条、第152条、第153条、第163条、第166条から第167条まで、第173条、第178条から第180条まで、第281条、第282条、第295条の2、第295条の3及び第348条の規定は、ユニット型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、規則で定める。

第366条 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) (現行のとおり)

(削る。)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法の規定による看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数以上とする。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とし、かつ、夜間における緊急連絡体制として必要な看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数は1以上とする。

(4) (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第367条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (現行のとおり)

<p>(2) <u>指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する<u>指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）</u>を有すること。</p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）</u>である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(削る。)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。</p> <p>(3)・(4) (現行のとおり)</p>
<p>2 <u>前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、同項に定めるもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を有するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>	<p>2 <u>前項第2号及び第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、同項に定めるもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を有するものとする。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>
<p>第368条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第368条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 <u>指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(準用)</p>	<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(準用)</p>
<p>第369条 第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、第166条、第192条、第193条、第201条から第203条まで、第295条の2及び第295条の3の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>第369条 第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、第166条、<u>第166条の2</u>、第192条、第193条、第201条から第203条まで、第295条の2及び第295条の3の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>
<p>第375条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおり</u></p>	<p>第375条 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関</u></p>

<p>とする。</p> <p>(1) <u>介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、<u>法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。</u></p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、<u>平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。</u></p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、<u>平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。</u></p> <p>(4) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、<u>平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。</u></p> <p>(5) <u>介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、<u>法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。</u></p>	<p>する基準は、<u>法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u></p> <p><u>（削る。）</u></p> <p><u>（削る。）</u></p> <p><u>（削る。）</u></p> <p><u>（削る。）</u></p> <p><u>（削る。）</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>2 <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。</u></p> <p><u>（1）ユニット及び浴室を設けること。</u></p> <p><u>（2）前号のユニットの基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 一のユニットの利用者の定員 原則として10人以下とし、15人を超えないものとする</u> <u>こと。</u></p> <p><u>イ 病室</u></p> <p><u>（イ）病室1室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p>

(イ) 共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(エ) 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 共同生活室

(ア) 当該共同生活室が属するユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(ウ) 共同生活室1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

エ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

オ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(3) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、両側にユニット、機能訓練室、浴室その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(4) 機能訓練室を設ける場合は、床面積を40平方メートル以上とし、必要な器械及び器具を備えること。

(5) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(6) 前3号に規定する設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(7) 第2号ウの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(新設)

(8) 前各号に規定するもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) ユニット及び浴室を設けること。

(2) 前号のユニットの基準は、次のとおりとする。

ア 一のユニットの利用者の定員 原則として10人以下とし、15人を超えないものとする
こと。

イ 病室

(ア) 病室1室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療
養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(エ) 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の
場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 共同生活室

(ア) 当該共同生活室が属するユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための
場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(ウ) 共同生活室1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの
利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

エ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

オ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

	<p>(イ) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(3) <u>廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、両側にユニット、機能訓練室、浴室その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u></p> <p>(4) <u>機能訓練室を設ける場合は、機能訓練を行うために十分な広さとし、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p>(5) <u>浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(6) <u>前3号に規定する設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(7) <u>第2号ウの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u></p> <p>(8) <u>前各号に規定するもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u></p>
<p>2 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>第376条 第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、第166条、第192条、第203条、第208条、第213条から第215条まで、第295条の2、第295条の3及び第368条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第207条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>第376条 第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第2項を除く。）、第56条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、第166条、<u>第166条の2</u>、第192条、第203条、第208条、第213条から第215条まで、第295条の2、第295条の3及び第368条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(従業者の員数)</p>

<p>第381条 (略) 2～9 (略) (新設)</p>	<p>第381条 (現行のとおり) 2～9 (現行のとおり)</p>
	<p>10 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「数)」とあるのは、「数)に0.9を乗じて得た数」とする。</p> <p><u>(1) 第386条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 介護予防特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(準用)</p>
<p>(準用)</p> <p>第386条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第221条、第222条、第224条、第225条及び第232条から第236条までの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p>	<p>第386条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、<u>第166条の2</u>、第221条、第222条、第224条、第225条、<u>第228条の2</u>及び第232条から第236条までの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p>
<p>第405条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第399条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第405条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第399条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>

(1)～(3) (略)

(新設)

(4)～(6) (略)

(新設)

(新設)

(7) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第406条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、提供期間等を記載した計画（以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第416条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づく指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(1)～(3) (現行のとおり)

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（次条、第415条及び第416条において「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

(5)～(7) (現行のとおり)

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(10) (現行のとおり)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第406条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、提供期間、当該サービスの実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した計画（以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第416条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (現行のとおり)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づく指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について

6～8 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第415条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(5) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第416条 (略)

2～4 (略)

(新設)

検討を行うものとする。

6～8 (現行のとおり)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第415条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (現行のとおり)

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

(4)・(5) (現行のとおり)

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(9) (現行のとおり)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第416条 (現行のとおり)

2～4 (現行のとおり)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

現 行	改 正 後	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（令和6年4月1日時点）	備 考
<p>（電磁的記録等）</p> <p>第417条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第12条（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369条、第376条、第386条、第396条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（電磁的記録等）</p> <p>第417条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第12条（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369条、第376条、第386条、第396条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 （現行のとおり）</p>	<p>（電磁的記録等）</p> <p>第二百七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五條、第一百五條の三、第一百九條、第一百九條、第一百四十條（第一百四十條の十三において準用する場合を含む。）、第一百四十條の十五、第一百四十條の三十二、第一百五十五條（第一百五十五條の十二において準用する場合を含む。）、第一百九十二條、第一百九十二條の十二、第二百五條、第二百六條及び第二百六條において準用する場合を含む。）及び第八十一条第一項（第一百九十二條の十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>規定整備</p>